

令和4年9月定例会

(2022年)

市議会議案

(追加議案)

報告第25号 令和3年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について

議案第107号 令和3年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について

議案第108号 令和3年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第25号	令和3年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について	5	5
議案第107号	令和3年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について	11	—
議案第108号	令和3年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について	13	—

令和3年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政
の健全化に関する法律における健全化判断比率等
に関する報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び
第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断
比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比
率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率について別紙
のとおり報告します。

令和4年9月13日

吹 田 市 長 後 藤 圭 二

令和3年度決算に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率等

1 健全化判断比率

区 分	比 率
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	▲ 1.2%
将来負担比率	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、また、将来負担比率は算定されないため、それぞれ「—」と表示しています。

2 公営企業の資金不足比率

区 分	比 率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

(注) 資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示しています。

(参考) 早期健全化基準等
健全化判断比率

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	16.25%	30.00%
実質公債費比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	—

公営企業の資金不足比率

区 分	経営健全化基準
資金不足比率	20.0%

4 監 第 2 3 4 号
令和 4 年 9 月 6 日
(2022年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市監査委員 橋本 敏子
吹田市監査委員 谷 義孝
吹田市監査委員 山本 九
吹田市監査委員 橋本 清



令和 3 年度 (2021年度) 決算に係る吹田市健全化判断比率及び資金不足比率審査
に係る意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に
より令和 4 年 8 月 12 日付けで審査に付された令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及
び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和3年度（2021年度）決算に係る
吹田市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

吹田市監査委員

第1 審査の範囲

- 1 令和3年度決算に係る健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和3年度決算に係る資金不足比率

第2 準拠した規定

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項並びに吹田市監査基準及び令和3年度（2021年度）決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査実施計画

第3 審査の着眼点

国（総務省）が作成した「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」に沿って、当該比率が正確に算定されているか。

第4 審査の実施内容

- 1 審査の実施期間
令和4年8月12日から令和4年9月6日まで
- 2 審査の実施場所
監査委員室
- 3 審査の実施手続

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の確認等を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、審査の着眼点に沿って審査しました。

なお、監査委員の補助として、事務局職員が書類の確認、点検等の事前審査を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された書類は、いずれも適正に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に従って正確に算定されているものと認めました。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

1 健全化判断比率

	令和3年度	【参考】早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	16.25 %
実質公債費比率	△1.2 %	25.0 %
将来負担比率	—	350.0 %

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、また、将来負担比率は算定されないため、それぞれ「—」と表示しています。

2 資金不足比率

	令和3年度	【参考】経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0 %
下水道事業会計	—	20.0 %

※ 資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示しています。

議案第107号

令和3年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度吹田市水道事業会計未処分利益剰余金 3,453,674,924 円のうち減債積立金に 600,000,000 円、建設改良積立金に 1,459,559,603 円、資本金に 1,394,115,321 円をそれぞれ処分するものとします。

令和4年9月13日提出

吹田市長 後藤圭二

議案第108号

令和3年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度吹田市下水道事業会計未処分利益剰余金2,206,871,330円のうち減債積立金に1,164,362,953円、資本金に1,042,508,377円をそれぞれ処分するものとします。

また、同条第3項の規定により、同会計資本剰余金3,057,344,253円のうち4,675,050円を資本金に処分するものとします。

令和4年9月13日提出

吹田市長 後藤 圭二

